

令和6年6月市議会定例会提出議案

八 尾 市

報告第 1 号

令和 5 年度八尾市一般会計継続費繰越計算書報告の件
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 1 項の規定に基づき、
令和 5 年度八尾市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 13 日 提出

八尾市長 山 本 桂 右

令和5年度 八尾市一般会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源の内訳			
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源	その他	
9. 教育費	3. 中学校費	志紀中学校 校舎外装改修事業	95,864,000	19,173,000		19,173,000	9,364,300	9,808,700	9,808,700	国庫支出金	府支出金	地方債	その他

令和6年6月13日提出
八尾市長 山本 桂右

報告第2号

令和5年度八尾市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、
令和5年度八尾市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月13日提出

八尾市長 山本桂右

令和5年度八尾市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			その他	
						国庫支出金	府支出金	地方債		
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修事業	32,596,000	32,596,000	22,437,000				10,159,000	
		戸籍総合情報システム改修事業	10,659,000	10,659,000	9,794,000				865,000	
		土地取得事業特別会計繰出金	168,000	94,000					94,000	
3. 民生費	1. 社会福祉費	地域医療介護総合確保基金事業補助金	141,520,000	141,520,000	141,520,000					
		社会福祉施設整備費補助金	186,514,000	-						
		電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業	41,711,000	29,669,016	13,512,137				16,156,879	
4. 衛生費	1. 保健衛生費	物価高騰対応重点支援給付金事業(住民税均等割)	50,717,000	21,992,941	6,698,788				15,294,153	
		物価高騰対応重点支援給付金事業(こども加算)	119,021,000	52,762,692	14,469,787				38,292,905	
		認定こども園等施設整備費補助金	67,416,000	67,416,000	44,944,000			17,900,000	4,572,000	
6. 産業費	2. 清掃費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	32,134,000	32,134,000	32,134,000					
		ゼロカーボンシティ推進事業	900,000	-						
		清掃運搬車更新事業	4,765,000	4,765,000					4,765,000	
7. 土木費	2. 道路橋りょう費	玉川川護岸整備事業	26,130,000	26,130,000			21,000,000		5,130,000	
		橋りょう等長寿命化事業	17,000,000	17,000,000	7,700,000			8,900,000	400,000	
		道路新設改良事業	10,200,000	10,200,000			8,200,000		2,000,000	
8. 消防費	1. 消防費	交通安全施設等整備事業	16,800,000	16,800,000			15,100,000		1,700,000	
		河川改修事業	10,000,000	10,000,000			6,800,000		3,200,000	
		街区内道路整備事業	7,573,000	7,573,000	1,707,000		5,200,000		666,000	
9. 教育費	3. 中学校費	久宝寺線整備事業	411,341,000	411,341,000	219,450,000			183,600,000	8,291,000	
		JR八尾駅南線整備事業	36,000,000	36,000,000	12,155,000		20,400,000		3,445,000	
		西郡住宅整備改善事業	180,760,000	126,959,000			68,300,000		2,667,000	
9. 教育費	2. 小学校費	消防庁舎機能更新事業	26,950,000	26,950,000	55,992,000				26,950,000	
		施設機能更新事業	205,456,000	205,456,000			165,900,000		747,000	
		施設機能更新事業	187,101,000	187,101,000			142,800,000		968,000	
合計			1,823,432,000	1,475,118,649	467,143,712	141,520,000	664,100,000	146,362,937		

令和6年6月13日提出
八尾市長 山本 桂右

報告第3号

令和5年度八尾市土地取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和5年度八尾市土地取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月13日提出

八尾市長 山本桂右

令和5年度八尾市土地取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	国庫支出金	府支出金	未収入 特定財源		地方債
1. 土地取得費	1. 土地取得費	公共用地先行取得等事業	160,768,000	73,294,000				73,200,000	94,000	

令和6年6月13日提出
八尾市長 山本 桂右

報告第4号

令和5年度八尾市水道事業会計継続費繰越計算書報告の件

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和5年度八尾市水道事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月13日提出

八尾市長 山本桂右

令和5年度八尾市水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度			継続費額		支払義務発生額	残額	翌年度繰越額	翌年度に係る		翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな即資産の購入限度額
				予計	算上額	前年度繰越額	通	現				企業債	損留	
		第9次配水管整備事業	6,015,000,000	1,422,000,000	567,168,965	1,989,168,965	1,989,168,965	1,431,632,813	557,536,152	557,536,152	0	557,536,152		
		重要給水施設管路耐震化事業	1,325,350,000	186,070,000	45,892,095	231,962,095	163,553,439	68,408,656	68,408,656	0	68,408,656			
1.資本的支出	1.建設改良費	基幹管路耐震化事業	1,278,450,000	29,250,000	0	29,250,000	23,444,598	5,805,402	5,805,402	0	5,805,402			
		南部低区配水池耐震化事業	2,024,029,000	25,045,000	183,438	25,228,438	15,839,787	9,388,651	9,388,651	0	9,388,651			

令和6年6月13日提出
八尾市長 山本 桂 右

報告第5号

令和5年度八尾市水道事業会計予算繰越計算書報告の件
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和5年度八尾市水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月13日提出

八尾市長 山本桂右

令和5年度八尾市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予計上額	算額	支払義務額	翌年繰越額	年度繰越額	左の財源		不 用 額	翌年繰越額を要する 繰越た購入の 限度額	説明
								損 留	助 定 金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	南部配水本管布設替工事	24,000,000		0	16,559,400	16,559,400	16,559,400	7,440,600			年度内に予定していた出来高が計上でできなかったため。

令和6年6月13日提出
八尾市長 山本 桂 右

報告第6号

令和5年度八尾市公共下水道事業会計予算繰越計算書報告の件
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令
和5年度八尾市公共下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月13日提出

八尾市長 山本桂右

令和5年度 八尾市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな御資産 の購入限度額	説 明
						企業債	国庫補助金	損益勘定 留保資金			
1.資本的支出	1.建設改良費	公共下水道事業	658,918,000	457,033,900	13,600,000	0	0	13,600,000	188,284,100		工事の施工方法等 に關しての協議に 日数を要したため。

令和6年6月13日提出
八尾市長 山本桂右

議案第56号

損害賠償に関する和解専決処分承認の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和6年6月13日提出

八尾市長 山 本 桂 右

専決第4号

損害賠償に関する和解専決処分の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和6年5月23日専決

八尾市長 山本桂右

記

1 和解の相手方

甲 * * * * *

* * * * *

* * * * *

乙 * * * * *

* * * *

2 和解の要旨

- (1) 本市は、相手方甲に対し、本件事故に係る物的損害賠償として、金833,550円を支払う。
- (2) 本市は、相手方乙に対し、本件事故に係る人身損害賠償として、金45,725円の支払義務のあることを認め、既払いの金36,978円を除き、金8,747円を支払う。
- (3) 今後本件事故に関しては、相手方甲及び乙並びに本市は、裁判上又は裁判外において一切異議及び請求の申立てをしないことを誓約する。

3 事故の概要

令和6年3月6日午前9時40分頃、八尾市南植松町四丁目121番地先路上において、本市環境事業課職員が塵芥車を運転していたところ、狭隘な路上に駐車中の車両があったので、塵芥車を転回しようとして、これを後退させたところ、その後方で停止していた相手方甲（運転者 相手方乙）使用の車両に衝突し、当該車両に損害が生じるとともに、相手方乙が腰椎捻挫の負傷をしたものである。

議案第57号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴い大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更することについて、関係市町村と協議するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年6月13日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に5市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、これに伴い大阪広域水道企業団規約を変更することに関し、関係市町村と協議するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき、本案を提出する次第である。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「藤井寺市」の前に「岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、」を加える。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第58号

八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例の一部改正の件

八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例（昭和32年八尾市条例第177号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年6月13日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成20年政令第120号）の一部改正により普通恩給の最低保障額等が引き上げられたことから、これに準じて、退職年金及び遺族年金の最低保障額等を改定するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例の一部を改正する条例

八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例（昭和32年八尾市条例第177号）の一部を次のように改正する。

附則第20項の見出し中「平成12年4月分」を「令和6年4月分」に改め、同項中「平成12年4月分」を「令和6年4月分」に、「平成12年八尾市条例第26号」を「令和6年八尾市条例第 号」に、「平成11年4月分」を「平成12年4月分」に改める。

附則第24項中「平成12年4月分」を「令和6年4月分」に改め、同項の表中「1,132,700円」を「1,163,300円」に、「849,500円」を「872,400円」に、「792,000円」を「813,400円」に改める。

附則第26項中「各号の1」を「各号のいずれか」に改め、同項第1号中「267,500円」を「273,900円」に改め、同項第2号中「152,800円」を「156,400円」に改め、同項第3号中「152,800円」を「156,000円」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

平成12年4月分以降に係る退職年金及び遺族年金の年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額
1,147,000円	1,178,000円
1,197,800円	1,230,100円
1,250,000円	1,283,800円
1,301,700円	1,336,800円
1,354,600円	1,391,200円
1,387,400円	1,424,900円
1,420,300円	1,458,600円
1,457,600円	1,497,000円
1,510,800円	1,551,600円

1,556,600円	1,598,600円
1,599,400円	1,642,600円
1,651,000円	1,695,600円
1,703,100円	1,749,100円
1,759,800円	1,807,300円
1,817,200円	1,866,300円
1,888,700円	1,939,700円
1,933,900円	1,986,100円
1,992,000円	2,045,800円
2,048,700円	2,104,000円
2,161,000円	2,219,300円
2,191,200円	2,250,400円
2,277,800円	2,339,300円
2,392,800円	2,457,400円
2,520,000円	2,588,000円
2,584,900円	2,654,700円
2,646,800円	2,718,300円
2,735,200円	2,809,100円
2,787,300円	2,862,600円
2,938,000円	3,017,300円
3,012,900円	3,094,200円
3,090,900円	3,174,400円
3,241,400円	3,328,900円
3,393,000円	3,484,600円
3,432,600円	3,525,300円
3,557,900円	3,654,000円
3,735,700円	3,836,600円
3,911,900円	4,017,500円
4,020,600円	4,129,200円

4,126,700円	4,238,100円
4,342,000円	4,459,200円
4,552,800円	4,675,700円
4,594,200円	4,718,200円
4,758,000円	4,886,500円
4,964,600円	5,098,600円
5,170,100円	5,309,700円
5,374,200円	5,519,300円
5,503,100円	5,651,700円
5,640,400円	5,792,700円
5,904,900円	6,064,300円

平成12年4月分以降に係る退職年金及び遺族年金の年額の計算の基礎となつている給料年額が5,904,900円を超える場合においては、当該給料年額に1.027を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）を仮定給料年額とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（内払）

- 2 この条例による改正前の八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例の規定に基づいて令和6年4月1日以後の分として支給された退職年金又は遺族年金は、改正後の条例の規定による退職年金又は遺族年金の内払とみなす。

（職権改定）

- 3 改正後の条例の規定による退職年金及び遺族年金の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

(委任)

4 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第59号

八尾市市税条例の一部改正の件

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年6月13日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

令和6年度税制改正に係る地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、固定資産税において条例の規定整備を行うにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市市税条例の一部を改正する条例

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第12条の2中第19項を第20項とし、第7項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、14分の11とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号

令和6年度八尾市一般会計第3号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度八尾市一般会計第3号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年6月13日提出

八尾市長 山本桂右

令和6年6月市議会定例会提出議案

令和6年6月発行（R6-46）

八尾市総務部政策法務課